



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	韓国におけるサハリン関連研究状況と関連史料について
Author(s)	韓, 恵仁
Citation	北方人文研究, 13, 145-158
Issue Date	2020-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77248
Type	departmental bulletin paper
File Information	13_10_Han.pdf



韓国におけるサハリン関連研究状況と関連史料について

韓 恵仁

(成均館大学校東アジア歴史研究所)

はじめに

韓国におけるサハリン関連研究は、サハリン韓人の永住帰国問題が表面化した1980年の半ばから本格的に行われた。初期の研究は、植民地期強制動員の問題、戦後サハリン韓人の未帰還の原因とそれをめぐった歴史問題を中心に行ってきた。1989年韓国政府と日本政府間の妥協により永住帰国が始まって以降は、強制連行問題など歴史問題としての研究より、永住帰国したサハリン韓人の韓国での生活福祉など社会問題を中心とした研究が数多く行われてきた。このような傾向を踏まえて邦一権が1980年代から2011年11月まで韓国とロシアで行った研究成果を整理し「韓国とロシアのサハリン韓人研究：研究史の検討」を発表した¹⁾。邦は、ロシアと韓国で行われた約250篇のサハリン韓人に関する研究を対象として研究主題別に、植民地期強制連行問題に関する研究、朝鮮人のサハリン移住と帰還をめぐる政策を扱った研究、そして永住帰国者の福祉、記憶と口述に関する研究として分けて詳しく紹介している。したがって、2011年末までの韓国とロシアでの研究成果に関しては邦の研究を参考にさせていただきたい。

ここでは、2012年から現在までの研究成果を整理し、紹介することを目的にする。よく知られたとおり、韓国では2004年韓国政府により作られた「日帝下強制動員被害真相糾明委員会(対日抗爭期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者など支援委員会)」(以下、「委員会」²⁾)が2016年にその調査活動を終えた。サハリン地域を含め、戦時期強制動員の問題に関しては、「委員会」が活動しているあいだは、強制動員を含んだ対日歴史問題としての調査と研究が「委員会」で行われた。強制動員にかかわる個人研究者も「委員会」の研究に協力し、個人の歴史研究は、この時期にはほとんど発表されなかった。その代わりに、個人研究者のサハリン研究は永住帰国者を対象にして社会学、社会福祉学での研究が増えてきた。

ここでは、その傾向を踏まえながら、2012年から2019年までの研究成果を整理し、紹介する。また、2004年設立され2016年に活動を終了した「委員会」の成果を紹介した上で、2012年から現在までの研究を紹介しその傾向と成果をまとめる。最後に、今後の課題として、まだ詳しく研究され

1) 邦一権「韓国とロシアのサハリン韓人研究：研究史の検討」『東北アジア歴史論叢』第38号、2012年(방일권 Bang, Ilkweon「한국과 러시아의 사할린 한인 연구: 연구사의 검토」『동북아시아학단논총』(38), 2012)。

2) この委員会の名称は、2010年3月22日に「対日抗爭期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者など支援委員会」へと変更した。当時ハンナラ党の議員が時代の名称を問題化し、「日帝下」を「対日抗爭期」に変更する法案が出されて、改称にいった。

ていない韓国の外交史料館保管の外交文書を紹介する。

1. 2012年以降の韓国でのサハリン関連研究の動向と成果

1) 全体的な動向

2012年から2019年間のサハリン関連学術雑誌論文は、韓国学術財団の登録雑誌の論文を検索できる KISS (韓国学術情報センター) では、合計 50 件が確認できる。社会科学分野が 29 件、語文学分野 11 件、人文科学分野 5 件、その他が 5 件である。これらの量的研究成果からみると韓国では、サハリン関連研究は社会科学分野として社会学、社会福祉、法学などの研究対象となっているのが大きな傾向である。社会科学分野での研究の大部分は、サハリン永住帰国者を対象に韓国社会との適応関連性、アイデンティティの問題、法的な地位問題などを扱っている。この分野に関連しては後でもう少し詳しく述べる。

文学分野では、韓国文学、日本文学分野で扱われている。韓国文学の中でのサハリン文学をどう扱うかの問題で、サハリン地域の文学は、他の中央アジアコリョ (高麗) 人文学とも異なる特徴を持っているので独自の分野で扱うことを主張する研究が行われている。サハリンの作家は、新聞『レーニン旗幟』を中心に中央アジア高麗人作家と共に活動したが、サハリン韓人の歴史は中央アジアとは異なる展開を持っているし、地理的にもロシア本土とは離れている。また、サハリン韓人作家はほとんどがサハリンの朝鮮学校でハングルを習って、モスクワやハバロフスクで大学を終えたり、サハリンで専門学校を終えて韓国語とロシア語がよくできたという点でコリョ (高麗) 人文学とは違っているので、サハリン文学という別の分野として取り扱わなければならないと提案されている³⁾。

歴史学分野研究は、韓国史と東洋史 (日本史) の分野で研究されている。2012 年以降の研究がそれ以前の研究と異なる傾向は、強制動員と帰還問題をめぐる日本との歴史問題としての観点ではなく、サハリン地域の全般的な歴史、より広範囲に研究テーマを取り上げていることである。まず、日本帝国研究の一環として、1907 年に行われた新潟県の樺太調査報告書を中心に分析した研究が出された。日露戦争以降、本格的な朝鮮侵略と大陸侵略を前にした時期の新潟県が行ったウラジオストックと樺太調査の意味を「日本地方政府レベルの小帝国主義を確認」したこととして三木理史の研究を紹介しながら結論付けた⁴⁾。

日露戦争におけるサハリン戦に関する研究もなされた。キム・ジョンホンは「サハリン戦に関する一考」で、日露戦争のサハリンでの戦闘に関して、日本側史料を使った研究の限界を指摘しながら、ロシア側関連史料を中心に開戦理由、戦時、戦闘以後の状況などを考証した。キム・ジョンホンが強調したことはロシア側の軍隊に関連した分析で、当時ロシアの民兵隊員が囚人だったために戦闘で「愛国心」を中心にした戦闘が成り立たなかったという点、それでサハリンの住民には日本軍よりさらに危険な存在だった点を戦争失敗の原因と見た⁵⁾。日露戦争専門家であるチョ・ミョン

3) パク・サンヒャン「サハリン韓人文学の現況と意義」『人文論叢』第 47 巻、2018 年 (박산향 Park, Sanghyang 「사할린 한인문학의 현황과 의의」『인문논총』47, 2018)。

4) ベ・キュソン「露日戦争以後日本の環東海認識および接近に対する研究：新潟県のウラジオストックとカラフト調査報告書 (1907)」『亜太研究』第 25 巻 1 号、2018 年 (배규성 BAE Kyusung 「러일전쟁이후 일본의 환동해인식과 접근에 대한 연구, 니가타현의 블라디보스토크와 카라후토 조사보고서 (1907)」『아태연구』25(1), 2018)。

5) キム・ジョンホン「サハリン戦に関する一考」『軍事』第 1 巻第 97 号、2015 年 (김종헌 Kim Jongheon

チョルは、日本の先行研究を忠実に紹介して日露戦争期日本陸軍の対ロシア作戦計画とサハリン占領問題を扱った研究論文も輩出された。

また、韓国で以前には扱われなかったサハリンの先住民を扱った研究もなされた。ナムグン・チョルは、韓国でのサハリン関連研究は、韓人のみ対象にしていると指摘し、日本のサハリン韓人政策をもっと根本的に理解するためには、サハリンの日本人と韓人以外に当時のサハリン先住民の歴史研究も必要だと主張している。この研究で扱ったサハリン先住民は、アイヌではなくウィルタとニブフ民族であった。ナムグンは、その理由をウィルタとニブフは、その法的地位問題と戦後の様相が日本人やアイヌとは異なったこと、それが当時「朝鮮人」と同じであったことを取り上げた。特に戸籍制度を取り上げ、サハリンでの帝国日本による被害は、異民族に対する同化政策とともに異質的なものを作り上げる戸籍制度によるものであったという⁶⁾。また、博士論文で、戦時期以前のサハリンでの韓人（著者は、当時の呼称を用い「朝鮮人」と書いているがここでは韓人と統一する）社会の形成に関する研究で、1910年代から1930年代始めまでの朝鮮からサハリンに移住した様々な経路を整理した論文が出ている⁷⁾。

2) 対日歴史問題としての研究と動向

前述した通り、対日歴史問題としてのサハリン調査と研究は、「委員会」で主に行っていたので、その結果と評価に関しては後で述べる。ただここでは、対日歴史問題に関する韓国政府の立場の発表によるサハリン関連団体の研究の動向と「委員会」の成果ではない研究を紹介する。

2005年、韓国政府は司法府の日韓請求権協定文書公開判決により、文書が公開された。韓国政府は、総理室に「日韓協定文書民官共同委員会」を構成し、文書の検討後、日韓請求権協定の意義を発表した。この発表文の要旨は、「日韓請求権協定は、サンフランシスコ条約第4条に基づいて日韓両国間の財政的、民事的債権、債務関係を解決するためのもの」で、「日本軍「慰安婦」問題のような日本政府と軍など国家権力が関与した反人道的不法行為に対しては解決されなかった」とし、「サハリン同胞、原爆被害者問題も日韓請求権協定の対象外」だと発表した⁸⁾。この発表により、対日歴史問題としては「慰安婦」問題、サハリン同胞問題、原爆被害者問題として整理された。その後、日本軍「慰安婦」問題に関しては、日本の責任を問う研究が多量に発表された。日本軍「慰安婦」支援団体は、憲法裁判所に提訴し、2005年政府発表以降、韓国政府が日本軍「慰安婦」問題を解決しないのは憲法違反であるという判断を2011年に憲法裁判所は下した。しかし、サハリン同胞問題に関しては日韓請求権協定での対象にはなっていないとしても、支援団体などが日本の責任に関して新たな問題提起はしなかった。チョン・ジェソンは1990年代以後日本政府と韓国政府が行ったサハリン韓人に関連した一連の過程を認めなければならないという点も強調した。実際支援団体

「사할린 전투에 관한 일고찰」『군사』1 (97), 2015)。

6) ナムグン・チョル「サハリン先住民の戦後移動と脱植民の問題：ウィルタ・ケンタヌの事例を中心に」『學林』第41巻、2018 (남궁철 Namgung Chul, 「사할린선주민의 전후이동과 탈식민성의 문제-윌타 켄다누의 사례를 중심으로」『학림』41 권, 2018)。

7) イ・ジュンヨン『朝鮮人の樺太移住と社会形成』漢陽大学校博士論文、2019年 (이준영 Lee, Junyoung 『조선인 화태이주와 사회형성』 한양대학교 박사논문, 2019)。

8) 國務調整室韓日會談文書公開など対策企画団「報道資料、韓日會談文書公開後統對策關連民官共同委員會開催」、2005年8月26日 (국무조정실 한일회담문서공개 등 대책기획단 「보도자료, 한일회담문서공개 후속 대책 관련 민관공동위원회 개최」 2005.8.26)。

なども対日歴史問題としてのサハリン韓人に関連した問題はこれ以上提起していない。ただ、韓国政府の措置として国籍問題の解決を要求している。

サハリン韓人の郵便貯金請求訴訟の問題を扱った論文が発表された。ノ・ヨンドンは、2007年再開した「郵便貯金請求訴訟」を整理し、この裁判の論点のサンフランシスコ条約上の特別処理の不履行と支給保留の不法性問題、日韓請求権協定と国籍問題を論証した。結論は、サハリン韓人は日韓請求権協定を結ぶ当時に、韓国国民ではなかったため、韓国国民と異なって郵便貯金請求権がまだ残っているという主張である⁹⁾。

この主張に関して、2014年拙稿で、日韓請求権協定以降の韓国政府の一連の措置からみるとサハリン韓人に関する補償と支援は韓国政府が行ってきたことを明らかにした。まず、協定以降1975年韓国政府が行った「対日民間請求権補償法」に依る請求権補償は、当時強制動員地域の区別はなかったものの国籍の規定はあった。しかし、その国籍規定は一時的なもので、被害者が韓国の国籍を得たら、その請求権の消滅は韓国政府が行うと定めていた。サハリン地域の強制動員被害者の扱いは、その後の2007年4月に制定された「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援法」(2010年「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者など支援に関する特別法」に改称)での支援対象も同じである。つまり、永住帰国したサハリン韓人の場合、日韓請求権協定当時は韓国国民ではなかったものの、韓国国籍を得ることによって、補償と支援の対象となった¹⁰⁾。

2018年の新日鉄住金を始め韓国に資本がある日本企業に対する韓国の大法院の強制動員被害損害賠償裁判の判決によって、強制動員労働者に関する賠償問題が新たに問題化されているが、サハリン韓人問題とは直接に結び付いていない状態である。

3) 永住帰国をめぐる研究成果の特徴

帰還政策に関する研究

まず、サハリン韓人の帰還をめぐる研究を紹介する。サハリン韓人の帰還問題に関する研究は、2013年東北アジア歴史財団の研究課題として進行した『サハリン韓人問題をめぐる韓日3国の立場：帰還を中心に』(共同研究者：邦一權、呉一煥、李淵植)がある。李淵植はこの報告書を基にして2014年「サハリン韓人帰還問題に対する前後日本政府の対応」を発表した。邦一權は「成立されなかった帰還：ソ連の帰還政策とサハリン韓人」として発表した。かれらはこれらの研究成果を2018年に『責任と弁解の人質劇—サハリン韓人問題をめぐる韓日3国の外交交渉』を刊行した¹¹⁾。

李は、帰還をめぐる先行研究が、戦後直後の時期と永住帰国の段階に集中しているのを指摘し、1960年代から1980年代半ばまでの時期の研究が貧弱だという問題意識から、韓国の外交史料館所

9) ノ・ヨンドン「サハリン韓人郵便貯金請求訴訟とその後の動向」『成均館法學』第29冊第2号、2017年(노영돈 No, Yongdon「사할린 한인 우편저금 청구소송과 그 후 동향」『성균관법학』제29권 2호, 2017)。

10) 韓恵仁「韓日請求権協定締結の前後、強制動員被害の範囲と補償論理の変化」『韓国史学会 史学研究』113号、2014年(한혜인 Han, Hyein「한일청구권협정 체결 전후 강제동원 피해의 범위와 보상논리 변화」『한국사학회 사학연구』(113), 2014)。

11) 李淵植「サハリン韓人帰還問題に対する前後日本政府の対応」、邦一權「成り立たなかった帰還：ソ連の帰還政策とサハリン韓人」『東北亞歴史論叢』第46号、2014年(이연식 Lee, Yeonsik「사할린한인 귀환문제에 대한 전후 일본정부의 대응」, 방일권「이루어지지 못한 귀환: 소련의 귀환정책과 사할린 한인」『동북아역사논총』제46호, 2014)、李淵植、邦一權、呉一煥『責任と弁解の人質劇：サハリン韓人問題を巡る韓日3国の外交交渉』チェリョン、2018年(이연식, 방일권, 오일환『책임과 변명의 인질극: 사할린 한인 문제를 둘러싼 한, 러, 일 3국의 외교교섭』채륜, 2018)。

蔵の『樺太僑胞関係資料』（韓国外交部、1983）に収録されている日本政府との外交交渉活動の記録、また日本議会速記録を基本史料として使い、その時期における日本政府の認識を論証した。李は、日本政府がサハリン韓人問題に関して、動員の責任の問題と強制動員の実態調査より、母国帰還の責任所在に世論を集中させたことは「免責談論」であると主張した。それに基づいた日本政府の一連の交渉が、過去の強制動員の責任と距離において、永住帰国問題に徹底的に限定したのは、サハリン韓人の問題を縮小化する戦略だったと主張している。しかし、この主張は、1965 年日韓請求権交渉の中では、韓国と日本が強制動員被害の請求権問題を議論した際に、1939 年以降の朝鮮での戦時動員問題を含んでいたので必ずしもサハリンの永住帰国問題として矮小化したとは言いにくい。むしろ、当時韓国は、サハリン韓人の帰還の責任は、日本政府が行った強制動員による被害にあると主張しているので、強制動員被害者のみ帰還責任があるような形になってしまったのを批判しなければならない¹²⁾。

邦一権は、1945 年 8 月以後から 1950 年の朝鮮戦争勃発以前までの南サハリン韓人の帰還に関して、ソ連当局の議論過程を分析した。ここで使った史料は、南サハリンの初代民政局長であるクリュコフの回顧録とロシア連邦国立記録保存所の 5446、9401、9526 の記録群の日本人送還関係資料、サハリン州国立歴史記録保存所の韓人関連州当局の行政文書記録群 53（サハリン州人民代表会議）、171（民政局）の史料で、サハリン韓人帰還をめぐる民政局、極東軍、モスクワ中央政府の立場を分析した。邦は、先行研究がサハリン韓人の未帰還の理由としてソ連当局の労働力補充を原因とみることを批判しながら、実際の理由は、民政局と極東軍の意見の相違があり、労働力不足を主張した民政局の意志を極東軍が挫いたので残留韓人を労働力としてつかうために未帰還となったのは間違いだと主張している。また、戦後直後のサハリン韓人の北朝鮮送りに対しても、ロシア当局は 1947 年当時北朝鮮へのサハリン韓人の送還を原則的に支持して、具体的な施行計画まで作り上げ、実務協議も終了した状態で実行だけを残していたといいながらも、スターリンの署名がなかったから実際は実施されはしなかったと主張した¹³⁾。

永住帰国者をめぐる研究の動向

次は、永住帰国者に関する研究を紹介する。この問題に関する研究は、社会科学分野で行われて、29 件の研究成果がある。それらの傾向の特徴は、日本との歴史争点問題としての「被害者」という立場から離れているということがあげられる。

よく知られた通り、2011 年、韓国の「国籍法」の改正によって、サハリン韓人には多重国籍が認められることになった。それまでの間、サハリン韓人の中には、韓国に永住帰国することによってロシア国籍を失うことを懸念し、永住帰国を躊躇していた人々がいた。しかし、韓国の国籍法の改正によって多重国籍が認められて、永住帰国を躊躇していた在サハリン韓人が帰国することになった。そして韓国では、サハリン韓人の未帰還問題よりも韓国内での生活問題に研究が集中される傾向が現われた。いままで、サハリン韓人は、強制動員の被害者であり、解放にもかかわらず捨てられた「民族の受難者」、「解決しなければならない被害者問題」として扱われてきたが、韓国社会の

12) 韓恵仁「サハリン韓人帰還をめぐる排除と包摂の政治」『韓国史学会 史学研究』第 102 号、2011. 한혜인「사할린 한인 귀환을 둘러싼 배제와 포섭의 정치: 해방후 ~ 1970 년대 중반까지의 사할린 한인 귀환 움직임을 중심으로」『한국사학회 사학연구』제 102 호, 2011)。

13) 前掲、邦一権「成り立たなかった帰還：ソ連の帰還政策とサハリン韓人」。

中で生活している「観察の対象」あるいは「異質の存在」、「容認された差別の存在」として研究され始めた¹⁴⁾。また、もう一つの傾向としては、それと全く異なる空間で、研究されてきたコリョ人(高麗人)とサハリン韓人を同じ空間で、相対化する研究も始まった¹⁵⁾。特に、チョン・ジンアの一連の研究は、統一韓半島を想定し、社会主義社会で生活した彼らを調査し、「国内居住コリョ人、サハリン韓人の生活文化と韓国人との文化葛藤」という論文を出した。チョンは、韓国人とコリョ人、サハリン韓人との葛藤は、韓国の集団主義とコリョ人、サハリン韓人の個人主義が衝突していると分析した。韓国の権威主義もかれらとの葛藤の原因になり、韓国の主流集団が決めた基準に合わせた年齢、職業、身分の秩序をかれらは拒否して集団での生活の中で大きな葛藤を起こしていると指摘している。それによって、韓国人の排除と差別を経験しながら、コリョ人、サハリン韓人の民族アイデンティティは弱化し、国家イデオロギーは強化していくと分析した¹⁶⁾。

次は、口述調査研究に関する傾向に関して述べる。今までは強制動員の歴史、調査を目的に男性中心の調査が行われたことに対して、口述の対象、目的も変わっていた。永住帰国者に対して、強制動員、強制移住の歴史ではなく、かれらの生涯の全般を調査し、韓国社会との関係、民族アイデンティティなどもっと広範囲な調査が行われる傾向である。しかし、調査する側は、かれらを韓国社会の「異質的な」存在の一部として扱う認識から脱せぬまま、調査しているのは限界があると思われる。しかしながらかれらの声は、強制動員の歴史的な「被害の証明」から、個人の「人生、生活、日常」として扱われることになった。また「男性の口述」から「女性の口述」に変わりつつあり、サハリンの歴史の中で女性の歴史も書き始められたと評価できる¹⁷⁾。

14) パク・ギョンヨン「サハリン韓人キム・オクジャの人生とディアスポラ生活史」『ディアスポラ研究』第7巻1号、2013年(박경용 Park, Kyeongyong 「사할린 한인 김옥자의 인생과 디아스포라 생활사」『디아스포라연구』7(1), 2013)、パク・ゼイン「見慣れない故国に対する漠然としたあこがれと離散トラウマの断面：故郷を離れて永住帰国したサハリン韓人Cの生涯談を中心に」『統一人文学』第60集、2014年(박재인, 「익숙해지지 않는 고향에 대한 막연한 동경과 이산 트라우마의 단면: 고향을 떠나 영주귀국한 사할린 한인의 생애담을 중심으로」『통일인문학』제60집, 2014)、キム・ナムソク「〈残った余生の試練〉を通じて考察したサハリン韓人の帰還と帰還者の権利に関する一考察」『脱境界人文学』10冊2号、2017年(김남석 Kim, Namsuk 「남겨진 여생의 시련을 통해 고찰한 사할린 한인의 귀환과 귀환자의 권리에 대한 일고찰」『탈경계인문학』10(2), 2017)。

15) チョン・ジンア「国内居住高麗人、サハリン韓人の生活文化と韓国人との文化葛藤」『統一人文学』第58集、2014年(정진아 Jeong, Jina 「국내거주 고려인 사할린 한인의 생활문화와 한국인과의 문화 갈등」『통일인문학』제58집, 2014)、同「高麗人サハリン韓人と韓国人の歴史連帯と文化統合」『統一人文学』第61集、2015年(「고려인 사할린 한인과 한국인의 역사연대와 문화통합」, 『통일인문학』제61집, 2015)、同「永住帰国サハリン韓人の高麗人に関する記憶」『アジア文化学術院』第219巻2号、2018年(「영주귀국 사할린 한인의 고려인에 관한 기억」『아시아문화학술원』219권2호, 2018)。

16) 前掲チョン「国内居住高麗人、サハリン韓人の生活文化と韓国人との文化葛藤」。

17) 日帝下強制動員真相究明委員会『黒い大陸に連行されて行った朝鮮人』日帝下強制動員真相究明委員会、2006年(일제하 강제동원진상규명위원회 『검은 대륙으로 끌려간 조선인』 일제하 강제동원진상규명위원회, 2006)、日帝下強制動員真相究明委員会『辛い別れ：サハリン二重徴用真相調査口述記録』日帝下強制動員真相究明委員会、2007年(일제하 강제동원진상규명위원회 『지독한 이별: 사할린 이중징용진상규명 조사 구술기록』 일제하 강제동원진상규명위원회, 2007) からパク・シンギョほか3名、『釜山チョンカン永住帰国サハリン韓人口述生涯史』本と世界、2017年(『부산 정관 영주귀국 사할린 한인 구술생애사』 책과 세계, 2017)、キム・ヨンスン、パク・ボンスなど『サハリン韓人の多様な人生とその話』Book コリア、2018年(김영순 Kim, Youngsoon, 박봉수 Park, Bongsu 『사할린 한인의 다양한 인생과 그 이야기』 북코리아, 2018)、キム・ヨンスン、パク・ボンス『サハリン韓人のノスタルジアの話探求』Book コリア、2018年(김영순, 박봉수 『사할린 한인의 노스텔지어 이야기 탐구』 북코리아, 2018)、パク・ボンス、

また地方自治体が主体になって、永住帰国者を対象に実態調査を行い、人権と処遇問題についての社会的な反省と新しい段階の政策提案が行われるケースもある¹⁸⁾。2016年「忠清北道永住帰国サハリン韓人住民支援に関する条例」(忠清北道条例第3935号、2016年7月8日制定、2016年7月8日施行)を始め、忠清南道雅山市(2016年)、仁川市(2019年)、慶尚南道金海市(2019年)など全8都市で条例が作られた¹⁹⁾。

しかしながら、サハリン韓人の帰還関連問題は、まだ進行中である。現在のサハリンとロシアに居住している1945年8月15日以後出生者として永住帰国から除外された、いわゆる「無国籍」サハリン2世の「国籍確認訴訟」が進行しているし、永住帰国者の子孫に対する二重国籍付与およびビザ問題などが、国会で議論されている²⁰⁾。

2. 韓国政府調査の活動とその成果：サハリン被害調査結果を中心に

韓国政府は2004年5月の「日帝強占下強制動員被害真相究明などに関する特別法」を制定して、国務総理大臣傘下委員会として2004年11月「日帝強占下強制動員真相究明委員会」設立した。最初の活動期間は、2004年から5年間であったが、関係法令を改正し2015年12月31日まで存続された。整理期間6か月をもって実際解散したのは、2016年6月30日であった。全12年間、強制動員被害を調査し、2016年6月30日「委員会」は解散された。その調査活動の結果として韓国国務総理室対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援委員会編集の『委員会活動結果報告書』(以下、『結果報告書』)の1冊と『委員会活動結果報告書 付録』として真相調査結果などを載せた合計29冊、そして『委員会活動結果報告書 要約本』の韓国語、英語、日本語版各1冊を刊行した。

調査の対象である強制動員被害とは、「日帝強占下強制動員被害真相究明などに関する特別法」での定義は、「満州事変以降から太平洋戦争に至る時期に、日帝によって強制動員され、軍人、軍属、労務者、軍慰安婦などの生活を強要された者が受けた生命、身体、財産などの被害をいう」とされている。また2007年12月10日に「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援法」(以下、「支援法」)を制定し、強制動員被害の中の国外強制動員犠牲者に関しては、金銭的な支援を行った。この「支援法」の国外強制動員犠牲者とは、「1938年4月1日から1945年8月15日間に日帝によって軍人・軍務員または労務者などで、国外に強制動員され、その期間中または国内に帰還する過程で、死亡したり行方不明になった人、または大統領令に決める負傷で障害を持った人」と定義している。そ

キム・ヨンスン「フォトリテリング技法を活用した永住帰国サハリン韓人Kさんの生涯史的ナラティブ探索」『韓民族文化』第66号、2018年(박봉수, 김영순「포토(Photo)텔링 기법을 활용한 영주귀국 사할린 한인 K 씨의 생애사적 네러티브 탐색」『한국민족문화』(66)、2018)。

18) キム・ドンソンほか『京畿道在外同胞政策研究』政策研究、2015年(김동선 Kim, Dongsun 외 4인『경기도 재외동포정책 연구』정책연구、2005)、ウ・ボンナム『忠清南道永住帰国サハリン韓人の地域社会定着実態および支援方案』忠清南道女性政策開発院、2013年(우봉남 U, Bongnam『충청남도 영주귀국 사할린 한인의 지역사회 정착 실태 및 지원방안』충청남도여성정책개발원、2013)。

19) 国家法令情報センター (<http://www.law.go.kr/LSW/main.html> [最終閲覧日: 2020年2月2日])

20) ユン・ジョン「無国籍サハリン同胞の大韓民国国籍確認訴訟判決の内容および意義：ソウル行政法院2014年6月19日26159判決」『サハリン討論会資料集』(2014年11月4日民主社会のための弁護士討論会資料集)2014年、11-20頁(윤지영 Yoon, Jiyoung「무국적 사할린 동포의 대한민국 국적확진소송 판결의 내용과 의의: 서울행정 법원 2014년 6월 19일 26159 판결」, 『사할린토론회 자료집 (2014년 11월 4일 민주사회를 위한 변호사토론회 자료집)』)。

の後2010年に「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者など支援に関する特別法」を新たに制定し、サハリン地域の被害としては特別な項目で「サハリン地域への強制動員被害者の場合は、1938年4月1日から1990年9月30日までの期間中または国内に帰還する過程で死亡したり行方不明になった人」として定義した。サハリン地域以外の国外被害は、期間が1945年8月15日であったが、サハリンの場合、1989年7月日韓政府要請で両国赤十字社が行った「サハリン韓人支援共同事業」が始まり、实际的に帰還ができた1990年9月30日まで強制動員状態としてみたのである。このような定義の中で、「委員会」では、大きく個人ごとの被害申告調査と事件の真相調査として分けて調査を行った。ここでは調査結果の中のサハリン地域の被害調査を中心に整理したい。

1) サハリン地域被害者申告書調査結果²¹⁾

サハリン地域の被害申告は、2005年から始まって2008年6月30日まで約3年間受け付けた。申告の資格は被害者本人あるいは親族で、申告をするときは、「委員会」が決めた書式の「日帝強占下強制動員被害申告書」以外に申告人の身分証明証、被害者の旧在籍謄本と戸籍謄本各1部、申告事由を証明できる資料または事実をわかる者が作成した隣友保証書などを添付しなければならなかった。サハリン在住の場合、申告当時は旧在籍謄本と戸籍謄本がない者が多く、事由書を提出することになっていた。このような条件のサハリン被害者申告総数は、全9,678件であった。このうち重複が895件で、実際の申告は8,783件である。重複が発生する理由は、本人と親族が申告できるため各々が別々に申告をする場合があったり、また申告受付をソウルの委員会以外にも各市郡区の民願室と在外公館でも行ったからであると考えられる。

各々の機関で受け付けた被害申告は、「委員会」に送られ、「委員会」の担当部署で事実確認と調査を行い、「委員会」の11名の委員が4つの分科委員会に分けられ、被害審査と決定を行った。委員の構成は、国務調整室国務1次長、法務部次官、行政安全部次官を含んだ専門家で構成されていた。分科委員会は、申告書の被害調査結果を見て、その被害が認められると「被害判定」、申告事実が法律の基準に合わなかったり、書類などが不備だったりすると「棄却」、証拠などがなくて被害事実を判定できない場合は、「判定不能」と決定した。

サハリン地域被害申告書の8,783件の中で、「被害判定」が下されたのが6,120件であった。「棄却」された申告書は2件、被害の「判定不能」が2,661件であった。この「判定不能」が全体の約30%を超えたのは、他の地域よりとても大きい比率である。その理由に関して、『結果報告書』では、サハリンの場合、「委員会」で直接サハリン現地に出張に行って、被害申告を受けたが、その際の被害申告は、被害者本人より親族が行ったことが多く、その際に戸籍謄本不備で、親族関係証明、生年月日など申告した被害者との同一人物かどうかを確認できる人事事項を確保することできなかった申告書が多かったのが原因であると説明している。

「被害判定」の6,120件のうち、強制動員されたところが見つかるのは2,224件である。その残り3,896件は強制動員された企業は特定できなかったが、強制動員された事実が明らかであると「分科委員会」が認めたものである。「被害判定」の2,224件の強制動員企業とその人数は表1のとおりである。

21) ここでの調査結果は、韓国国務総理室対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援委員会編集の『委員会活動結果報告書』から引用し以下では注は省略する。

表1 被動員主要企業別被害件数：合計 31 企業 2,224 件

企 業	被害件数	企 業	被害件数
鑛紡株式会社	60	關本炭鉱	1
樺太開発	4	管原組	4
樺太産業海洋漁業	1	杉山組	1
樺太石炭鉱業	1	清水組	1
樺太人造石油	414	吾妻商会	7
木原組	6	山下鉱業	34
日本送達	32	遠藤組	64
日本製鉄鉱業	133	王子製紙	280
天徳組	1	大橋組	7
豊畑鉱業	30	渡邊組	7
諸津炭業	10	石原産業	15
森興業	69	磐城セメント	1
南樺太鉱業	55	早川組	4
三菱	609	北越製紙	10
三井	334	藤田組	1
佐佐木組	28	総 計	2,224

出典：筆者作成。

表2 被害調査の結果確認された「配置転換」被害者の地域別人数（全 237 人）

地域	九州	長崎	福岡	福島	茨城	北海道	佐賀	静岡	宮城	三重
人員数	6	68	104	2	29	15	1	9	1	1

出典：筆者作成。

サハリンの場合、1944 年 11 月の日本政府閣議決定によって、南サハリン 14ヶ所の炭鉱所属朝鮮人 3,191 人が、到着 3 日後に緊急に日本本土に「転換配置」された事実がある。それを長澤秀は、早くも「二重徴用」と称していたが、「委員会」はその被害を「転換配置」被害者と定義し、被害申告書の中で、その被害を受けたものを別に調査を行った。「転換配置」被害者は 237 人で、その中で一番多いところは、福岡で 104 名であった。地域別の人数は、表 2 のとおりである。

2) サハリン地域被事件真相調査結果

「委員会」では、被害申告書の調査、被害判定以外に事件の真相調査も行った。真相調査は、「特別法」の第 12 条により、申告を受けて調査開始したり、また「委員会」が必要であると認めると「委員会」直権でも調査開始ができた。「委員会」は全 34 件の事件の真相調査を行った。その中で、サハリン地域関連の調査は、「サハリン「二重徴用」被害に関する真相調査」、「サハリン上敷香朝鮮人虐殺事件に関する真相調査」、「サハリン瑞穂朝鮮人虐殺事件真相調査」、「サハリン強制動員朝鮮人の実態と帰還」調査など 4 つの事件調査が行われた。これらの真相調査は、先行研究を十分に整理した上で、被害申告書の中での事件関係者を調査するかたちで整理されている。

まず「サハリン「二重徴用」被害に関する真相調査」は、2005 年に調査が開始され 2007 年 1 月に完了され、真相調査報告書が刊行された。この調査の結果、「委員会」は「二重徴用」という用語ではなく、実際には徴用ではなかったので史料用語である「転換配置」という用語を使うことにした。

また、被害申告者の中で、その被害を受けたものが237名であることを確認した。「転換配置」による被害とは、強制動員の被害と離散の被害が重なったものと判断した²²⁾。

次は、「サハリン上敷香朝鮮人虐殺事件に関する真相調査」である。この事件は2005年3月16日に日本の市民運動家である小林久公が申請したもので、根拠資料としては北海道江別市で居住、死亡した李鐘得の体験談を添付した。李鐘得は上敷香事件の生存者の一人で南サハリンの国境で情報関係の特務を遂行した人物であると記録している。また、1991年日本政府を相手に損害賠償訴訟を起こしたことのある上敷香事件の犠牲者の遺族である金景順が被害を「委員会」に申告した。この事件の調査は、主に李鐘得の体験談と金景順の裁判資料が中心になって調査された。特に、金景順から提出したロシア語の裁判記録の分析が主であった。この裁判記録は「李斗福(国本斗福)事件」といい、1946年8月から裁判が本格化されたとき作成されたものの、12月までの数次にわたる被告と参考人の尋問と証言が主で、1970年代に作成された記録まで含まれている。ただこの資料の所蔵場所が分からなかったことと文書が未完成のものであることも指摘している。この報告書の結論では、上敷香朝鮮人虐殺事件をめぐる日本軍の朝鮮人大量虐殺計画はいまだに仮説であるが、日本軍と警察は、朝鮮人に対する集団殺害を試みたことは事実であるとした²³⁾。

次は「サハリン瑞穂朝鮮人虐殺事件真相調査」が行われた。これは、2005年8月26日サハリン居住の李国珍の申請で調査することになった。林えいだいなどの先行研究と関連証言、現地調査を通して、先行研究より一歩進んだ結論として、虐殺の原因であった朝鮮人スパイ説は虚構であるとした。また朝鮮人殺害の指示が上部からあったことは資料としては確認できなかったものの、当時の加害者に上部の命令があった状況は確認したとしている²⁴⁾。

最後に「サハリン強制動員朝鮮人の実態と帰還」に関する真相調査である。これは2005年4月1日申請され、調査が始まった。この報告書は、サハリン強制動員全般を調査したもので、「委員会」に申告した申告書、真相調査などをまとめたものである²⁵⁾。

サハリン地域関連の調査結果に関して「委員会」は、自ら次のように評価していた。「サハリン労務動員は、解放後「凍土に抑留された韓国人」というイメージが強く固着し、強制動員という本質が見過ごされた側面があった。しかし、サハリンと国内の残留遺族たちの積極的な要請と活動のおかげで、被害申告比率(32.26%)が最も高く、委員会は真相調査、資料集発刊、資料収集、墓地実態調査はもちろん、遺骨返還等多大な成果を上げることができた」。

22) 日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会編『サハリン「二重徴用」被害に関する真相調査』日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会、2007年(일제강제점령하강제동원피해진상규명위원회 편『사할린 이중징용 피해에 관한 진상조사』일제강제점령하강제동원피해진상규명위원회, 2007)。

23) 日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会編『サハリン上敷香朝鮮人虐殺事件に関する真相調査』日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会、2007年(일제강제점령하강제동원피해진상규명위원회 편『사할린 가미시즈카 조선인 학살사건에 관한 진상조사』일제강제점령하강제동원피해진상규명위원회, 2007)。

24) 日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会編『サハリン瑞穂朝鮮人虐殺事件真相調査』日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会、2008年(일제강제점령하강제동원피해진상규명위원회 편『사할린 미즈호 조선인 학살사건 진상조사』일제강제점령하강제동원피해진상규명위원회, 2008)。

25) 対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者など支援委員会編『サハリン強制動員朝鮮人の実態と帰還』対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者など支援委員会、2011年(대일항쟁기 강제동원피해조사 및 국외강제동원 희생자 등 지원위원회 편『사할린 강제동원 조선인의 실태와 귀환』대일항쟁기 강제동원피해조사 및 국외강제동원 희생자 등 지원위원회, 2011)。

「委員会」によるとサハリンではない他の地域は、強制動員数と申告数の比率がほぼ3%に過ぎず、サハリンは最も申告率が高い地域であることは事実である。また、二次動員による被害をうけた日本地域「転換配置」被害者237人の中で、一部は一生家族と会うことができなかったとしている。また、「転換配置」被害者を強制動員した大企業の大部分が、日本の現役企業であり、グローバル企業という地域的特徴を持っていると指摘している。サハリンの被害者の場合、現役企業に動員された比率が、サハリンの申告者総数6,120人の24%（1,469人）に達していると指摘している。これは、これからの裁判の可能性を念頭においた「委員会」の評価だと思われる。

3) 遺骨および墓地調査事業の結果

「委員会」は、外部の専門家に依頼して、2009年から2012年にかけて「サハリン地域朝鮮人遺骨および墓地実態調査」を行った。「委員会」は解散したが、行政安全部の中の「過去の歴史関連業務支援団」が残りの仕事を受け継ぎ、上の実態調査結果をホームページで公開し、「サハリン韓国人墓現況調査および検索サービス（<http://www.pasthistory.go.kr>）」を実施している。サハリンで死亡したり行方不明になった者の「国内遺族確認と遺骨送還および墓参事業」も現在進めている。現段階の調査した地域は、ネーヴェリスク、ホルムスク、トマリー、ウグレゴールスク、マカーロフ、コルサーコフ、ボロナイスク、スミヌィーフ、ドーリンスク、アニーヴァ、ユージノサハリンスク11地域で、韓国人墓11,444基、推定3,666基を発見した²⁶⁾。

3. 韓国でのサハリン関連資料収集状況と韓国外交史料館の資料紹介

韓国でのサハリン関連研究は、次第に減少しているが、議論の地平は広がっている。各機関のサハリン韓人関連史料の収集も活発に進行している。国家記録院では2010年以後、サハリン州国立文書館と姉妹提携関係を結び、協議をへて1930～1960年代のサハリン韓人の労働状況と経済状況関連報告書など（35綴、459枚）、「民族別、年齢別、教育水準別サハリン地域の人口調査資料」と「1940～1960年代韓人新聞社『レーニンの道へ』関連資料（37綴、475枚）を収集した²⁷⁾。引き続き2012年には、国家記録院は樺太帰還在日韓国人会の会長であった李義八から許可を得て、在日韓人歴史資料館にすでに李が寄贈したものを収集・整理した。全4,417件で、1950年代から2000年代までの帰還のための活動記録である。名簿類、請願書および関連公文書、離散家族対面のための手紙、再会申込書など関連書類、訴訟関連書類、政策協議関連書類、新聞スクラップなどがある。

また、国家記録院は、韓国にあった中ソ離散家族会の資料1,091件を収集・整理している。中ソ離散家族会は、1971年朴正熙政権が行った第六次南北予備会談の結果、南北離散家族再結合が始まった時期に大邱を根拠地にして、李斗勳が中国とソ連地域の離散家族も離散家族の対象にしようとする目的で作られた民間団体である。樺太帰還在日韓国人会の資料と重複するものがあるが、それは単純に重複とは言えず、お互いの往復文書でもあるので、その意味をよく考える必要がある。また戦後直後のサハリンから北朝鮮に渡った人たちの記録もある。

26) 「サハリン韓人墓現況調査および検索サービス」(http://www.pasthistory.go.kr/sahalin_finder2013/index.do# [最終閲覧日：2020年2月3日])。

27) 金ソルア「サハリン韓人関連歴史記録物の体系的な管理方案研究：国家記録院コレクション収集および分類技術を中心に」淑明女子大修士論文、2013年（김솔아 Kim, Sola 『사할린 한인 고나련 역사기록물의 체계적 관리방안 연구: 국가기록원 컬렉션 수집 및 분류기술을 중심으로』 숙명여자대학 석사논문, 2013)。

また、2014年に「委員会」では、サハリン被害申込書のうち、判定不能の2,661件の解決案を用意するために、関連資料収集を計画した。その結果、「サハリン州歴史記録保存所」とサハリン州の個人の記録保存所などで「朝鮮人名簿（7,472件）」を収集し、135件のサハリン韓国人記録物を入手したと述べている。判定不能であった2,661件の中、864件が証明されたと委員会は発表した²⁸⁾。この調査の結果は『2014年度サハリン韓国人記録調査サービス成果報告書』（研究責任者：ソン・ヨンフン）として発表されている。この調査に関わった李淵植は、収集した史料をもとにして「樺太庁史料を通じてみた日本帝国のサハリン韓人動員実態研究」（2017）を発表した²⁹⁾。今まで韓国で収集したサハリン関係史料の状況を概括し、サハリン州歴史記録保存所の樺太庁関連史料を紹介した。「委員会」が解散し、委員会にある史料は国家記録院で保管することになっているが、この時収集した史料は、そのあとどうなったか現在では不明である。国史編纂委員会では、2015年には「ロシア、サハリン州国立文書館所蔵の日帝時代文書群中の朝鮮人（韓国人）関連記録の調査と解説」、2016年は「ロシア、ハバロフスク州国立文書保管所（ГТХК）所蔵の韓国人強制移住関連文書調査と目録作業」などの事業が行っている。

最後に、韓国の外交史料館に所蔵されている資料を紹介する。今現在公開している文書は、1957年から1987年までのサハリン韓人帰還関連外交文書である。表3に示す全42冊である。この資料群は、韓国外交部の対日本外交部署である東北亜課（1957-1969年東北亜州課、1970年東北亜課、1973年東北亜1課、1978年日本課、1981年東北亜1課）が蓄積した日本と帰還関係団体との関係資料である。この42冊の中では、日本との交渉内容である『在サハリン同胞帰還問題』（1983-1987）以外の文書はまだ研究に使われていない³⁰⁾。

1970年代の文書の中には、個別的に帰還しようとしたサハリン韓人に関する韓国政府の対応に関連するものなどもある。1970年代は韓国国内では反共思想を強調していたので、ソ連国籍の被害者が入国しようとしたことに対して懸念する内容の書類などが含まれている。朴魯学が送った陳情書、帰国希望者の名簿とそれを基にして韓国政府の身元調査資料などの文書もある。この外交部の資料と李義八寄贈資料、中ソ離散家族会関連資料を利用して研究すると、1950年代から帰国ができるようになった1990年直前までの韓国政府と民間団体との関係がよくわかると思われる。

まとめ

ここまで2012年から2019年までの韓国でのサハリン関連研究について見てきた。「委員会」からの報告書以外には、全般的な研究動向として、サハリン問題を対日歴史争点とした研究が少なくなってきたと言える。戦時期以外の植民地期のサハリン地域をめぐる歴史に関する研究が出ているのも新しい傾向である。それとともにサハリン韓人をコリョ人、他の在外韓人と比較する研究も出ているのも新しい傾向である。これは韓国社会が、サハリン韓人の位置づけを「受難の同胞」か

28) 「チョン・ヘギョン課長、強制徴用資料収集のために募金運動でもしなければ」『東亜日報』2015年7月9日。

29) 李淵植「樺太庁史料を通じてみた日本帝国のサハリン韓人動員実態研究」『日本思想』第32号、2017年（이연식 「화태청（樺太庁） 자료를 통해 본 일본제국의 사할린 한인 동원 실태 연구」 『日本思想』（32）、2017）。

30) 『在サハリン同胞帰還問題』（1983-1987）文書を使って論文を書いたのは、前掲韓恵仁「サハリン韓人帰還をめぐる排除と包摂の政治」と前掲李淵植「サハリン韓人帰還問題に対する前後日本政府の対応」がある。

表3 付録：韓国外交史料館サハリン帰還問題資料目録

番号	文書綴名	概略	作成年度
1	サハリン僑胞帰還問題	サハリンからの帰国希望者がいるということ在日大使との往復文書	1957～1965
2	サハリン僑胞帰還問題	サハリンからの帰国希望者がいるという日本との往復文書、南樺太居留民動態報告	1967
3	サハリン僑胞帰還問題	サハリンからの帰国希望者がいるという日本との往復文書	1967～1968
4	サハリン僑胞帰還問題	サハリンからの帰国希望者がいるという日本との往復文書	1969
5	サハリン僑胞帰還関係陳情書	南樺太居留民動態と陳情書	1970
6	サハリン僑胞帰還問題	在日大使と外交部との往復文書	1970
7	サハリン同胞帰還関係陳情書	朴魯学の陳情書	1971
8	サハリン同胞帰還問題	南樺太居留民の情報収集と在日大使と外交部との往復文書	1971
9	在サハリン同胞帰還関係陳情書	朴魯学などの陳情書	1972
10	在サハリン同胞帰還問題	南樺太居留民の要求事項に関する報告	1971～1972
11	在サハリン同胞帰還関連陳情書	南樺太居留民の帰還要求書など	1973
12	在サハリン僑胞帰還問題		1973
13	在サハリン同胞 孫チギユ帰還	無国籍者 孫チギユ帰還関係、1971 年韓国帰還	1965～1971
14	在サハリン 同胞帰還交渉	日本との交渉往復文書	1974～1975
15	在サハリン同胞帰還関連陳情書		1965～1970
16	在サハリン同胞帰還関連陳情書		1974
17	在サハリン同胞帰還関連陳情書		1975
18	在サハリン同胞帰還問題	南樺太居留民の民願処理	1975
19	在サハリン同胞個別帰還	個人帰還に関する手続き書類など	1976
20	在サハリン同胞帰還関連陳情書		1976
21	在サハリン同胞帰還関連行政訴訟	日本で行われる裁判に関する情報収集	1976
22	在サハリン同胞帰還問題 全5冊	V.1 基本文書	1976
23	在サハリン同胞帰還問題 全5冊	V.2 日本の在サハリン同胞帰還予定者通報 1	1976
24	在サハリン同胞帰還問題 全5冊	V.3 日本の在サハリン同胞帰還予定者通報 II	1976
25	在サハリン同胞帰還問題 全5冊	V.4 帰還予定者の身元調査結果 I、1976. 6-10	1976
26	在サハリン同胞帰還問題 全5冊	V.5 帰還予定者の身元調査結果 II、1976.11-1977	1976
27	崔成植 ソ連国籍 同胞帰還	ソ連出国許可、日本入国不許、韓国帰国	1971～1976
28	在サハリン僑民帰還問題		1977
29	在サハリン僑民張正斗帰還	ソ連から最初に日本永住帰国	1977
30	在サハリン同胞関連記録映画国内撮影問題 1976-78	日本人監督の樺太裁判に関する記録映画撮影許可問題	1976～1978
31	在サハリン同胞帰還問題 1978	日本との交渉往復文書	1978
32	在サハリン僑民帰還問題 1979	日本との交渉往復文書	1979
33	在サハリン同胞帰還問題 1980	日本との交渉往復文書	1980
34	在サハリン同胞帰還問題 1981	日本との交渉往復文書	1981
35	在サハリン同胞帰還問題 1982	日本との交渉往復文書	1982
36	在サハリン同胞帰還問題 1983 全2冊	V.1 1-7月、日本との交渉往復文書	1983
37	在サハリン同胞帰還問題 1983 全2冊	V.2 8-12月、日本との交渉往復文書	1983
38	在サハリン僑胞帰還問題		1966
39	在サハリン僑胞帰還問題 1984	日本との交渉往復文書	1984
40	在サハリン僑胞帰還問題 1985	日本との交渉往復文書	1985
41	在サハリン僑胞帰還問題 1987 全3冊 (V.1 1-7月)	V.1 1-7月、日本との交渉往復文書	1987
42	在サハリン僑胞帰還問題 1987 全3冊 (V.2 8-12月)	V.2 8-12月、日本との交渉往復文書	1987

出典：筆者作成。

ら「異邦人」、同胞とディアスポラなどへと変化させ「関係の距離」を測り始めたためといえる。

しかしながら、国家レベルではサハリン韓人問題は、強制動員被害の問題を含めて、まだ現実的に解決しなければならない問題として残っている。しかし、それは対日国際問題ではなく、韓国の国内問題になっている。在サハリン韓人の国籍回復問題、3世の国籍問題など、サハリン韓人側の要求はまだ解決していない。地方自治体のレベルでは、民族的公共性を作り上げるための努力はいまだに盛んである。かれらを「民族の受難者」として韓国の社会に適応できるように条例を作ったりしている。対日歴史問題としてのサハリン韓人の問題は、「委員会」の活動などでひと段落ついているが、強制動員の実態に関する韓国の委員会での調査結果は、もっと細かく分析する必要がある。また、国家記録院、国史編纂委員会、それと釜山にある日帝強制動員歴史館、それに外交史料館に保管されている資料の目録化と分析もまだまだ必要である。